

山梨県土地利用規制等対策費交付金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「国土法」という。）の規定に基づく土地利用規制等対策事業を推進するため、市町村に対し、予算の範囲内で交付金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほかこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付金事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 規制区域の指定及び土地取引の許可に関する事業
- (2) 土地取引の届出及び勧告に関する事業
- (3) 遊休土地の利用促進に関する事業

2 交付金事業を行う者（以下「交付金事業者」という。）は、市町村とする。

3 交付金の対象となる経費（以下「交付金対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

(交付金の額)

第3 交付金の額は、次により算定した額の合計額とする。

- (1) 規制区域の指定及び土地取引の許可に関する事業

ア 土地取引許可申請件数割額

$$\text{当該事業予算総額} \times 0.6 \times \frac{\text{当該市町村土地取引許可申請件数}}{\text{県内土地取引許可申請件数}}$$

イ 指定面積割額

$$\text{当該事業予算総額} \times 0.4 \times \frac{\text{当該市町村指定面積}}{\text{県内指定面積}}$$

- (2) 土地取引の届出及び勧告に関する事業

ア 通常分

(7) 基礎額

1市町村当たり 17,500円

(イ) 件数割額

区 分	算 式
土地取引届出処理業務（届出期限内）	基準単価（7,500円）×処理件数
土地取引届出処理業務（届出期限後）	基準単価（5,000円）×処理件数
無届調査契約処理業務	基準単価（7,500円）×処理件数

イ 監視区域加算分

当該市町村の監視区域に係る届出件数 × 予算で定める定額

- (3) 遊休土地の利用促進に関する事業

$$\text{当該事業予算総額} \times \frac{\text{当該市町村調査件数}}{\text{県内調査件数}}$$

2 前項の土地取引許可申請件数、処理件数、届出件数及び調査件数については、前年の実績とする。

(交付金の交付の申請)

第4 交付金事業者は、交付金の交付の申請をしようとするときは、様式第1号による申請書を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付金の交付決定)

第5 知事は、第4の申請に係る交付金事業が適正であると認めるときは、交付金の交付を決定し、その旨を様式第2号による通知書により交付金事業者へ通知するものとする。

(概算払)

第6 知事は、交付金の交付について必要と認めるときは、概算払することができる。なお、この場合において、交付金事業者は、様式第3号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7 交付金事業者は、交付金事業が完了したときは、規則で定める日までに様式第4号の実績報告書を知事に提出しなければならない。

(交付金の返還の期限)

第8 規則第16条第1項及び第2項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

(交付金の経理)

第9 交付金事業者は、交付金に係る経理について様式第5号による交付金調書を作成するとともに、その内容を証する書類を整備し、交付金事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第10 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、知事が交付金交付の目的及び減価償却等の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別表2に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けず、取得財産等を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 交付金事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、様式第6号の財産処分承認書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した交付金のうち取得財産等を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

附則

この要綱は、昭和60年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成 4年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成 9年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年 9月1日から施行する。

この要綱は、平成13年 4月2日から施行する。

この要綱は、平成14年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年 8月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月1日から施行する。

別表 1

交付金事業

交付金事業名	交付金対象経費	備 考
1. 規制区域の指定及び土地取引の許可に関する事業	市町村が行う土地取引許可申請の受理等に要する経費	
2. 土地取引の届出及び勧告に関する事業	市町村が行う土地取引届出の受理等に要する経費	無届取引等把握調査の実施を含む
3. 遊休土地の利用促進に関する事業	市町村が行う遊休土地に係る利用又は処分に関する計画の届出の受理等に要する経費	遊休土地実態調査の実施を含む

別表 2

財産処分制限期間

処分を制限する財産の名称等		処分制限期間
分類	財産の名称	
車両及び 運搬具	1 自動車（二輪又は三輪自動車を除く） ・小型自動車（総排気量が0.66リットル以下のものをいう。） ・貨物自動車 ・その他のもの	4年 5年 6年
	2 二輪又は三輪自動車	3年
	3 自転車	2年
備品	1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品 （1）事務机、事務いす及びキャビネット ・主として金属性のもの ・その他のもの （2）その他のもの ・主として金属製のもの ・その他のもの	15年 8年 15年 8年
	2 事務機器及び通信機器 ・パーソナルコンピュータ ・電話設備その他の通信機器 ・その他のもの	4年 10年 5年
その他	当該財産について定められているもの以外のもの ・主として金属製のもの ・その他のもの	15年 8年

様式第 1 号

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県土地利用規制等対策費交付金交付申請書

標記交付金の交付を受けたいので、次のとおり山梨県土地利用規制等対策費交付金交付要綱第 4 に
より関係書類を添えて申請します。

- | | | |
|-------------|--------|----------|
| 1 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 交付対象経費の配分 | 別表のとおり | |
| 3 収支予算 | 同 上 | |
| 4 事業実施期間 | 開始年月日 | 平成 年 月 日 |
| | 完了年月日 | 平成 年 月 日 |

別表

平成 年度山梨県土地利用規制等対策事業交付対象経費の配分及び収支予算
(市町村名)

(1) 交付対象経費の配分及び収入予算

区 分	経費の配分 (予算額)			摘 要
	県交付金	市町村費	計	
(1) 規制区域指定及び 土地取引許可事務費	円	円	円	
(2) 土地取引の届出及び 勧告事務費				
(3) 遊休土地の利用促進 事務費				
合 計				

(2) 支出予算

区 分	予算額	算出の基礎	摘 要
(1) 規制区域指定及び 土地取引許可事務費	円		
(2) 土地取引の届出及び 勧告事務費			
(3) 遊休土地の利用促進 事務費			
合 計			

第 号
平成 年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

平成 年度山梨県土地利用規制等対策費交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記交付金については、山梨県土地利用規制等対策費交付金交付要綱（以下「要綱」という。）により、次のとおり交付することに決定したので要綱第5の規定により通知します。

- 1 交付金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度山梨県土地利用規制等対策費交付金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
- 2 交付金事業に要する経費及び交付金の額は次のとおりとする。
交付金事業に要する経費 金 円
交 付 金 の 額 金 円
- 3 交付金事業に要する経費及びこれに対応する交付金の額の区分は、申請書別表の経費の配分欄記載のとおりとする。
- 4 交付金事業者は、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）及び要綱の定めるところに従わなければならない。

様式第3号

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

概 算 払 請 求 書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県土地利用規制等対策費
交付金について、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

交付金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考
円	円	円	円	

3 概算払の理由

4 支払先口座

金融機関名 _____ 本支店名 _____ 店 預金種別 (当座・普通)

口座名 _____ No. _____

様式第4号

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県土地利用規制等対策事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知のあった標記事業を次のとおり実施したので、山梨県土地利用規制等対策費交付金交付要綱第7によりその実績を報告します。

1 交付金の交付決定額及び精算額

交付金交付決定額	金	円
交付金精算額	金	円

2 交付金事業の実施期間

自	平成	年	月	日
至	平成	年	月	日

3 添付書類

交付金事業収支精算書 別表のとおり

別表

平成 年度山梨県土地利用規制等対策事業収支精算書

(市町村名

)

(1) 収 入

区 分	予 算 額			精算額	差引額 △減額	備考
	県交付金	市町村費	計			
(1)規制区域指定及び 土地取引許可事務費	円	円	円	円	円	
(2)土地取引の届出及び 勧告事務費						
(3)遊休土地の利用促進 事務費						
合 計						

(2) 支 出

区 分	予算額	精算額	差引額 △減額	精算額内訳	備考
(1)規制区域指定及び 土地取引許可事務費	円	円	円		
(2)土地取引の届出及び 勧告事務費					
(3)遊休土地の利用促進 事務費					
合 計					

様式第6号

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長

印

財 産 処 分 承 認 申 請 書

平成 年度山梨県土地利用規制等対策費交付金に係る交付金事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県土地利用規制等対策費交付金交付要綱第10により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類